令和元年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

- 1. 開催日時 令和元年6月25日(火)午前10時から10時20分
- 2. 開催場所 横瀬町役場
- 3. 出席委員(10人)

会長 2番 町田 恒夫 会長職務代理者 7番 哲 夫 冨 田 農業委員 1番 虎 三 加藤 幸広 3番 町田 4番 町田 多 5番 佐 野 貞 行 6番 小 室 寿德 8番 小 泉 茂樹 若林 9番 想一郎 10番 武 藤 量司 農地利用最適化推進委員 第1 平 沼 敏 明 第 2 荒舩 敏明

- 4. 欠席委員(なし)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第3

第4 議案第16号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの 判断に関する件

石 黒

夢積

6. 農業委員会事務局職員

事務局長赤岩利行書記町田勝一小俣敏孝

7. 会議の概要

議 長 それでは、改めまして、皆さんこんにちは。本日は、委員全員の方に出席をいただいております。ありがとうございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名について議題といたします。会議規則 第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指 名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名を申し上げます。

9番、若林想一郎委員、10番、武藤量司委員のご両名にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、議案第16号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか 否かの判断に関する件でございます。

会期は本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件 を議題といたします。

議案第15号番号1について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第15号番号1について説明いたします。

議案第15号番号1の農地の地番は、議案書の地番欄にあります1筆です。 台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は456平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり熊谷市に在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は住宅用地で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所について説明いたします。 申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になりま す。具体的な場所ですが、6区にありますウオーターパーク白山の駐車場 入り口から北方向に約50メートルのところが申請地になります。この農地 について、使用貸借権の設定をして、住宅用地に転用したい申請でござい ます。

なお、本件におきましては、昨年9月に農振農用地の除外申請を行い、 本年2月に除外されております。

農地区分は、申請地が中山間地地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒舩推進委員さん、お願いいたします。

荒舩推進委員 農地利用最適化推進委員の荒舩です。ただいま上程されました議案第 15号番号1については、担当推進委員として事務局から議案書をお預かり しましたので、農地転用許可申請第5条について申請書並びに添付書類を 精査し、去る19日の水曜日に補助委員の加藤虎三委員と同行し、現地調査を9時50分から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、ウオーターパーク白山の駐車場北側に隣接する農地で番号1、ここは住宅用地です、番号2、ここは敷地拡張ともに譲渡人が同一で使用貸借権契約で関係していますので、一括して述べさせていただきます。

まず初めに、番号2の譲受人宅に赴き、立ち会いを求めようとしましたが、不在でしたので、立会人なしで現地調査を実施させていただきました。この案件は譲受人が居住する住宅に付随する車庫を設けた時期、ちょっとこれは不明ですが、一体利用していたが、車庫の西側に隣接する農地に住宅用地にすべく譲渡人が所有する農地を実測したところ、車庫の一部が農地に介入していることが判明したので、令和元年6月5日に分筆、これ住宅用地と敷地拡張でございます、譲受人が異なりますが、譲渡人が同一であることから2案件の農地転用許可申請がされたものであります。実測による境界杭を確認したところ、申請のとおりであることが確認されました。また、申請地の北側は町道で、南側は譲渡人が所有する農地であることから第三者が所有する周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、加藤委員さん、お願いいたします。

加藤 委員 加藤です。荒舩さんと一緒に現地を確認いたしました。荒舩委員の説明 のとおりでございます。皆さんのご協議をよろしくお願いいたします。

議 長 よろしいですか。以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて質疑に移ります。ここで質疑を求めたいと思います。よろしくお願いします。ございませんか。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第15号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第15号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第15号番号2について事務局の説明をお願いいたしま す。

事務局 議案第15号番号2について説明いたします。

議案第15号番号2の農地の地番は、議案書の地番にあります1筆です。 台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は43平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は敷地拡張で、権利の種類は使用貸借権の設定となっております。

1枚めくっていただきまして、案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、6区にありますウオーターパーク白山駐車場入り口から北方向に約50メートルのところが申請地になります。この農地について、使用貸借権を設定して、宅地に敷地拡張して転用したい申請でございます。隣接地を測量調査したところ、無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

なお、本件におきましては、昨年9月に農振農用地の除外申請を行い、 本年2月に除外されております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移りますが、先ほど番号1の説明に合わせて番号2の説明もしていただきましたので、続いて補助委員の説明に移りたいと思います。

補助委員の1番、加藤委員さん、お願いします。

加藤委員 この土地は、駐車場として使っているのを、許可をもらいたいということで、お願いしたいということだと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

議 長 よろしいですか。以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして質疑を求めます。よろしいですか。

[「なし」]

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第15号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔举手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第15号番号2につきまして、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに 進達することに決定いたしました。

議 長 続きまして、日程第4、議案第16号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件を議題といたします。

議案第16号につきまして事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第16号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否か の判断に関する件について説明いたします。

令和元年6月10日付で、横瀬町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が農業委員会会長宛てにありました。この通知に基づき、今回、議案書にあります11筆5,128平方メートルの農地に

ついて、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

この農地は、所有者にも意思確認を行い、既に山林化した農地でありますが、担当推進委員さんと担当補助委員さんが現地確認を行い、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等における農地に該当するか否かを判断するものです。判断基準は、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合には、農地に該当しないものと判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員さん、お願いいたします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第16号について、担当推進委員の所見を申し上げます。

去る6月21日午後1時から現地確認を4番町田委員と同行して現地確認を行いました。字柿木平の場所については、大畑地区の横瀬川の対岸で西武鉄道の鉄軌道に挟まれた場所になります。ここは既に雑木林になっており、畑で利用されていた形跡は確認できませんでした。

字道谷戸の場所については、森下地区の道の駅第二駐車場の対岸で西武 鉄道の鉄軌道に挟まれた場所になります。ここは既に雑木林及び竹林にな っており、畑で利用されていた形跡は確認できませんでした。南側は鉄軌 道及び芦ヶ久保の氷柱に行く遊歩道で、北側は横瀬川になっております。

判断基準にもあります、その土地が、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合にいずれも該当することから、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断につきましては、農地に該当しないものと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどお願いいたします。

以上で担当推進委員の所見を終了いたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員さん、お願いいたします。

町 田 委 員 はい、補助委員の4番、町田でございます。ただいま石黒推進委員が説明されたとおりでございまして、6月21日に現地調査を行いました。雑木林というか、竹林が中心だったんですけれども、雑木林が繁茂しておりまして、農地として復元するのは不可能であるというような状況でございました。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。以上で担当委員の所見を終了いたします。 続いて、質疑に移ります。

暫時休憩をしたいと思います。よろしくお願いします。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時18分

議 長 それでは、再開をいたします。

質疑がありましたらお願いいたします。

[「なし」]

議 長 ありがとうございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結させていただきます。

お諮りいたします。上程中の議案第16号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断に関する件について、現況調査を行った担当委員より報告がありました。

当該農地については、既に森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であると判断し、農地には該当しないことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[举手全員]

議 長 全員賛成です。

よって、議案第16号の農地については、農地に該当しないことと決定い たしました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言 に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において 整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのような処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会とさせていただきます。

(午前10時20分)